

# 杉並区の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (24年4月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
23年度	人 528,706	千円 152,696,316	千円 6,726,784	千円 37,721,404	% 24.7	% 24.7

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

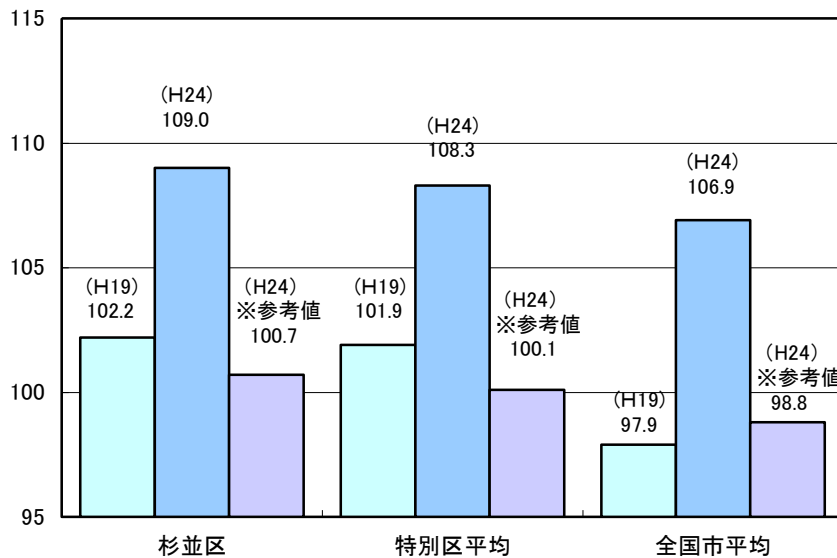
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)特別区平均 一人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 3,490	千円 13,963,130	千円 5,210,908	千円 5,945,309	千円 25,119,347	千円 7,198	千円 7,082

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

なし

### (4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

## (5) 給与改定の状況

### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
24年度	円 411,604	円 412,387	△ 783円 ( △ 0.19%)	% △ 0.19	% △ 0.19	% 改定なし

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

### ②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
24年度	月 3.95	月 3.95	月 0.00	月 -	月 3.95	月 3.95

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## 2 一般行政職給料表の状況(平成 24 年 4 月 1 日現在)

(単位:円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1 号給の 給料月額	138,400	166,100	195,800	220,400	-	257,000	285,100	338,600
最高号級の 給料月額	306,500	340,700	371,800	413,000	435,300	448,900	462,400	520,600

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(24 年 4 月 1 日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
杉並区	43.6歳	341,795円	478,573円	421,252円
東京都	42.3歳	328,251円	460,587円	409,876円
国	42.8歳	329,917円	-	401,789円
特別区	42.9歳	329,450円	451,597円	408,278円

## ②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	A/B
杉並区	48.1歳	514人	307,202円	414,103円	380,245円	—	—	—	—
うち清掃職員	45.2歳	225人	306,817円	435,618円	385,011円	廃棄物処理業 従業員	44.7歳	288,200円	1.51
うち学校給食員	51.0歳	77人	311,271円	392,318円	382,689円	調理士	40.3歳	285,600円	1.37
うち守衛	54.1歳	20人	345,115円	497,312円	425,281円	守衛	54.5歳	305,100円	1.63
うち用務員	50.7歳	87人	302,386円	377,954円	368,974円	用務員	53.5歳	206,600円	1.83
うちその他	49.0歳	105人	301,811円	398,077円	369,000円	—	—	—	—
東京都	47.3歳	1,681人	301,846円	412,232円	376,425円	—	—	—	—
国	49.7歳	3,479人	285,030円	—	323,181円	—	—	—	—
特別区	48.8歳	390人	306,720円	412,310円	380,797円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
杉並区	—	—	—
うち清掃職員	6,742,043円	3,989,200円	1.69
うち学校給食員	6,175,476円	3,762,300円	1.64
うち守衛	7,672,820円	4,341,300円	1.77
うち用務員	5,961,937円	2,861,400円	2.08
うちその他	6,219,560円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成21～23年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

## ③教育職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
杉並区	31.1歳	275,695円	335,852円
東京都	41.4歳	348,997円	447,381円
特別区平均	38.0歳	325,158円	421,784円

(注)1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(24年4月1日現在)

区 分	杉並区	東京都	国	
一般行政職	大学卒	181,200円	181,200円	(172,200)円
	高校卒	143,000円	142,700円	(140,100)円
技能労務職	高校卒	134,900円	137,200円	—
教育職	大学卒	193,000円	195,600円	—
	高校卒	175,700円	178,100円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(24年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	285,417円	323,731円	366,195円
	高校卒	233,460円	268,775円	319,209円
技能労務職	—	277,628円	301,913円	

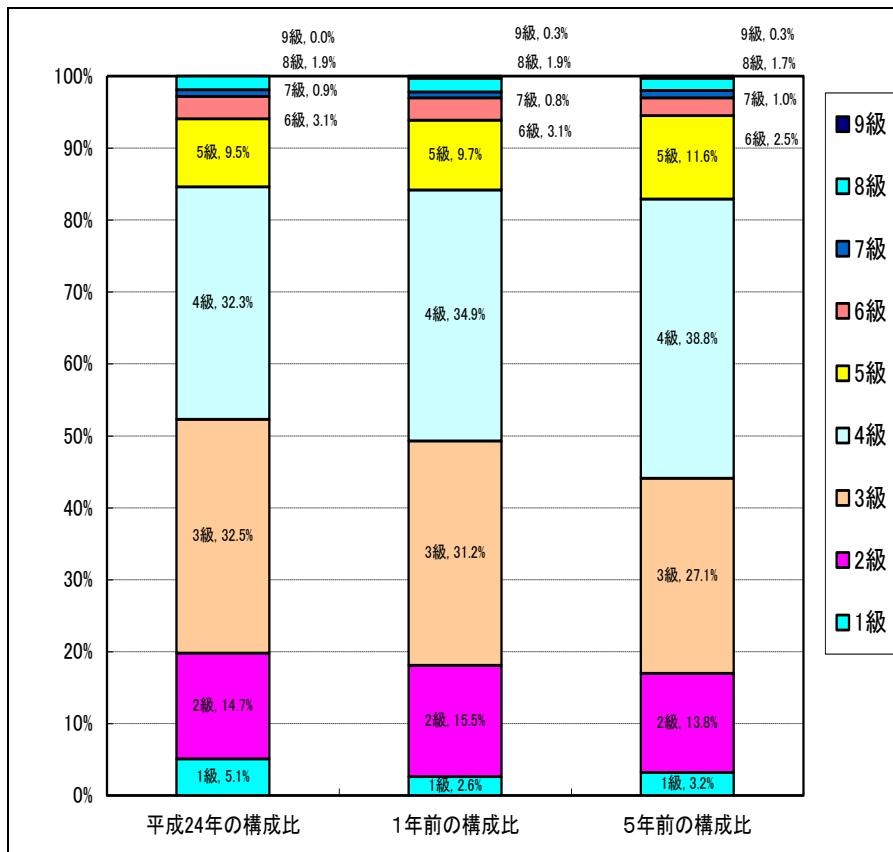
#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

##### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長	32人	1.9%
7級	統括課長	15人	0.9%
6級	課長	52人	3.1%
5級	総括係長	160人	9.5%
4級	係長	546人	32.3%
3級	主任主事	549人	32.5%
2級	係員	250人	14.7%
1級	係員	87人	5.1%

(注)1 杉並区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況(一般行政職)

### 1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

### 2. 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績に基づき、5段階(A:極めて良好、B:特に良好、C:良好、D:やや良好でない、E:良好でない)評価を実施し、その結果に基づき、昇給号数(6号・5号・4号・3号・昇給なし)を決定。

#### (1)管理職

99名中、最上位・上位(6・5号昇給)に決定された者が36名(36.4%)、中位(4号昇給)に決定された者が59名(59.6%)、下位・最下位(3号・昇給なし)に決定された者が4名(4.0%)であった。

#### (2)一般職員

1,516名中、最上位・上位(6・5号昇給)に決定された者が550名(36.3%)、中位(4号昇給)に決定された者が962名(63.5%)、下位・最下位(3号・昇給なし)に決定された者が4名(0.3%)であった。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

杉並区	東京都	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,528千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,635千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

#### 1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

#### 2. 平成24年6月の勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務成績に基づき、5段階(最上位・上位・中位・下位・最下位)評価を実施し、その結果に基づき、成績率を決定。

##### (1)管理職

99名中、最上位・上位(11630/10000～10765/10000)に決定された者が36名(36.4%)、中位(9900/10000)に決定された者が59名(59.6%)、下位・最下位(9700/10000～9400/10000)に決定された者が4名(4.0%)であった。

##### (2)一般職員

1,516名中、最上位・上位(10990/10000～10231/10000)に決定された者が550名(36.3%)、中位(10000/10000～9970/10000)に決定された者が962名(63.5%)、下位・最下位(9800/10000～9470/10000)に決定された者が4名(0.3%)であった。

## (2) 退職手当(24年4月1日現在)

杉並区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	24.25月分	33.50月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	32.50月分	43.50月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	49.75月分	59.20月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	50.00月分	59.20月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
一人当たり平均支給額	2,305千円	24,645千円			
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		2,737,471千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		698,156円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区	18%	3,956人	18%

## (4) 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		49,592千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		93,218円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		13.6%	
手当の種類(手当数)		8種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特定危険現場業務手当	建築課・営繕課担当職員	昇降機検査業務、高所作業	日額170~400円
取締・指導等業務手当	建築課・交通対策課、環境課担当職員	取締・指導業務	日額220~290円
福祉事務所等業務手当	福祉事務所・高齢者施策課・高齢者在宅支援課・介護保険課担当職員	家庭等の訪問	日額460円
防疫等業務手当	保健所・保健センター等担当職員	感染症・結核患者等へ接触する業務	日額160~700円
放射線業務手当	保健所・保健センター担当職員	エックス線作業	日額490円
有害薬物取締手当	衛生試験所担当職員	有害薬物の検査等	日額200円
清掃業務手当	清掃事務所等の清掃業務担当職員	廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務	日額700円
教員特殊業務手当	学校・幼稚園・子供園の教員	非常災害時の緊急業務等	日額1,700~6,400円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	1,195,380千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	338千円
支給実績(22年度決算)	1,246,568千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	350千円

(6) その他の手当 (24 年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23 年度決算)
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)配偶者及び配偶者を欠く第一子 13,700 円</p> <p>(2)配偶者を除く扶養親族 5,500 円</p> <p>(3)その他の扶養親族 5,500 円</p> <p>※満 15 歳に達する最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する最初の 3 月 31 日までの間の子がいる場合は、4,000 円加算</p>	異なる	<p>(1)配偶者 13,000 円</p> <p>(2)配偶者を除く扶養親族 6,500 円</p> <p>(3)その他の扶養親族 6,500 円</p> <p>※16～22 歳の扶養親族である子 1 人につき 5,000 円の加算</p>	252,409 千円	177,005 円
住居手当	<p>【内容】 世帯主(これに準ずる者含む)である職員に支給(公社等居住者除く)</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)扶養親族有 8,800 円</p> <p>(2)扶養親族無 8,300 円</p>	異なる	家賃負担者 最高 27,000 円	226,113 千円	99,303 円
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)交通機関等利用者 原則として 6 ヶ月定期代</p> <p>(2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①～②)×6 ヶ月</p> <p>①一般 :2,600～13,000 円</p> <p>②障害者 :3,900～24,900 円</p> <p>(3)交通機関・交通用具併用者 原則として(1)と(2)の合計額</p> <p>※1 月当たり支給最高限度額 55,000 円</p>	異なる	(2)交通用具使用者 通勤距離に応じて 2,000 ～24,500 円	477,915 千円	132,277 円
単身赴任 手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(片道 80 km 以上)を満たす職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)基礎額 20,000 円</p> <p>(2)加算額 3,000～7,000 円(配偶者との住居の距離が 100km 以上の場合に加算)</p>	異なる	配偶者宅との交通距離に応じ、23,000～68,000 円	876 千円	292,000 円
管理職 手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)部長 128,600 円</p> <p>(2)統括課長 105,800 円</p> <p>(3)課長 91,100 円</p>	異なる	支給金額	157,177 千円	1,190,737 円



初任給調整手当	<p>【内容】 専門的な知識を有する職員の採用を容易にするため、民間賃金との較差を考慮して設けられた手当。医師及び歯科医師に支給</p> <p>【支給額】 52,000～175,100 円</p>	異なる	306,900 円以内を支給	10,148 千円	1,268,550 円
休日給	<p>【内容】 休日に正規の勤務時間中に勤務した職員に支給</p> <p>【支給額】 勤務 1 時間当たりの給与額×135/100</p>	同じ		115,302 千円	145,951 円
夜勤手当	<p>【内容】 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給</p> <p>【支給額】 勤務 1 時間当たりの給与額×25/100</p>	同じ		5,937 千円	109,941 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿日直勤務した場合に支給</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日、夜間警戒本部に勤務 5 時間未満 4,600 円 5 時間以上 9,200 円</li> <li>・健康学園に勤務 5 時間未満 3,500 円 5 時間以上 7,000 円</li> <li>・上記以外の勤務 5 時間未満 3,200 円 5 時間以上 6,400 円</li> </ul> <p>※年未年始加算あり</p>	異なる	勤務の態様に応じその勤務 1 回につき、4,200～20,000 円を支給	8,133 千円	74,618 円
管理職特別勤務手当	<p>【内容】 管理職が週休日又は休日に勤務し代休日を取得できない場合に支給</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部長 6 時間以下 12,000 円 6 時間超 18,000 円</li> <li>・課長 6 時間以下 10,000 円 6 時間超 15,000 円</li> </ul>	異なる	勤務 1 回につき 6,000～18,000 円を支給。6 時間を超える勤務については、5 割増。	929 千円	12,224 円
義務教育等教員特別手当	<p>【内容】 義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材の確保することを目的とした手当。</p> <p>【支給額】 職務の級及び号級により 幼稚園 1,120 円～4,150 円 小学校 2,730 円～12,610 円</p>			6,032 千円	37,235 円

## 6 特別職の報酬等の状況(24年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	区 長	1,114,800円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 区 長		893,200円	1,242,900円 / 964,800円 997,700円 / 772,200円
報 酬	議 長	859,000円	956,000円 /	859,000円
	副 議 長	777,400円	815,000円 /	751,100円
	議 員	597,800円	623,000円 /	585,200円
期 末 手 当	区 長	3.43月分		
	副 区 長	3.43月分		
	議 長	3.95月分		
	副 議 長 議 員	3.95月分 3.98月分		
退 手 職 当	区 長 副 区 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料×在職年数×500/100 給料×在職年数×340/100	2,230万円 1,215万円	任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 杉並区の給与・定員管理等について

## 7 職員数の状況

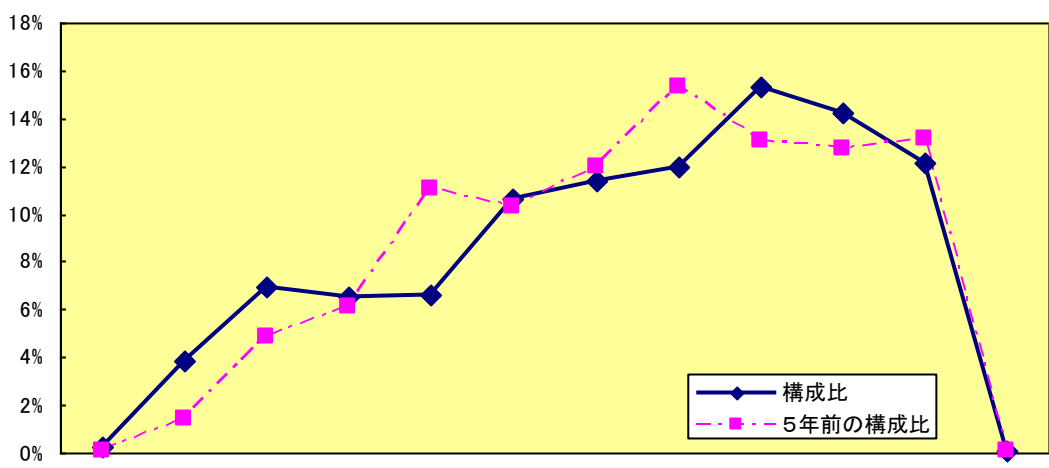
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	16	16	0	
		総 務	494	502	8	南相馬市派遣の増 など
		税 務	112	111	△1	事務の執行体制の見直しによる減
		民 生	1,488	1,506	18	障害児保育指定園の拡大、事務移管、発達支援児対応の強化、生活保護の増加などによる増。保育園児童定員の見直し、学童クラブの委託、保育園調理・用務の民間委託などによる減
		衛 生	469	462	△7	事務の執行体制の見直し、非常勤化などによる減
		農 林 水 産	3	3	0	
		商 工	16	19	3	産業振興施策の強化による増
		土 木	341	338	△3	事務の執行体制の見直し、事務の効率化などによる減
		計	2,939	2,957	18	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.93人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 60.15人)
	教 育 部 門	553	526	△27	南伊豆健康学園の廃止、学校給食・学校警備・学校用務の民間委託などによる減	
小 計	3,492	3,483	△9	<参考>人口1万人当たり職員数 65.88人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 68.98人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	そ の 他	142	140	△2	非常勤化などによる減	
合 計		3,634 [3,649]	3,623 [3,649]	△11 [0]	<参考>人口1万人当たり職員数 68.53人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員で、教育長を含み自治法派遣(一部事務組合等派遣)の職員を除く  
2 合計欄の[ ]は、条例定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況(平成 24 年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	9	141	252	238	239	384	412	435	555	516	439	2	3,622

(注) 上記職員数は、教育長を除く

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	区分							過去5年間の増減数(率)
	19年	20年	21年	22年	23年	24年		
一般行政部門	3,110	3,041	3,015	2,974	2,939	2,957	△153(95.1%)	
教育部門	667	638	601	560	553	526	△141(78.9%)	
普通会計部門計	3,777	3,679	3,616	3,534	3,492	3,483	△294(92.2%)	
公営企業等会計計	162	155	142	144	142	140	△22(86.4%)	
総合計	3,939	3,834	3,758	3,678	3,634	3,623	△316(92.0%)	